

小田原市道路管理情報システム構築業務委託
仕様書

令和 5 年 4 月

小田原市 建設部 土木管理課

1. 業務名

小田原市道路管理情報システム構築業務委託

2. 業務期間

契約締結の日から令和 10 年（2028 年）12 月 31 日までとする。

新システムの本稼働は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日とする。

3. 業務の目的

小田原市土木管理課が使用する、道路台帳システム（以下、「台帳システム」という。）については、現業務契約の稼働開始から 5 年が経過し、令和 5 年 12 月末で賃貸借期間が終了する。本業務は、台帳システムを更新するとともに、土木管理課で別途使用している道水路占用管理システム（以下、「占用システム」という。）の機能を追加することで、土木管理課のシステムの統合と、事務の効率化及び迅速化を図ることを目的とする。

4. 納品場所

小田原市役所 建設部 土木管理課 管理係

5. 準拠する関係法令等

本業務は、仕様書のほか、以下の法令等に準拠して実施することとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (3) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- (4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国土地第 190 号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月国土地理院）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（平成 26 年 4 月国土地理院）
- (9) 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0 仕様書）（国土地理院）
- (10) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（JPGIS 2014 版）（国土地理院）
- (11) 小田原市関係例規
- (12) その他関係法令及び諸規則

6. 環境配慮事項

発注者の環境方針の趣旨をふまえ、業務の履行においては別紙「C-EMS 活動方針」に掲げる取組項目に準じて、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに

に環境関連法 4 令、条例等を遵守すること。発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

7. 業務計画

受注者は、契約締結後 7 日以内に次の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務日程表及び現場代理人届書
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他、発注者が必要と認める書類

8. 打合せ等

受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について、打合せ記録簿をその都度作成し、相互に確認しなければならない。

9. 守秘義務及び品質及び情報セキュリティ等の確保

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、原則、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を有するものとし、各基準規程に基づく管理を行うものとし、業務着手前に資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) 品質の確保
 - ① ISO9001：品質マネジメントシステム
 - ② ISO20000-1：IT サービスマネジメントシステム
- (2) 環境への配慮
 - ① ISO14001：環境マネジメントシステム
- (3) 情報セキュリティ
 - ① ISO/IEC 27001：情報セキュリティマネジメントシステム
 - ② プライバシーマーク：個人情報セキュリティ
 - ③ LGWAN-ASP 登録資格（J-LIS：地方公共団体情報システム機構）

10. 業務実施体制

受注者は本業務の業務実施体制について、業務計画書を示すこと。

ア 主任技術者

本業務に関する全体的な統括及び管理に関する責任を持つ者で、測量士の資格を有すること。業務実績として、道路台帳管理システム構築の実務経験を有すること。

イ 照査技術者

本業務に係る照査技術者は測量士の資格を有する者で、業務実績として、道路台帳管理システム構築または道路台帳更新の実務経験を有すること。

1 1. 業務概要

本仕様書に示す内容に基づき、システムを構築し、必要なデータ加工及び搭載を行うこと。なお、上記の外、新システムの導入に必要なものがある場合には、発注者と受注者で協議のうえ、作業内容に含めるものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) システム構築
- (4) データ移行
- (5) マニュアル作成、操作研修
- (6) 打合せ協議

1 2. 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前から著作権者に帰属するものとする。

1 3. 疑義

本仕様書に定めなき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議のうえ、決定することとする。

1 4. システム要件

システムは、受注者が準備するデータセンター上で構築・運用することを想定し、LGWAN 回線に接続された職員用端末から、Web ブラウザ (Microsoft Edge、Chrome 等) のみで稼働するシステムとする。なお、通信プロトコルは標準的 (http および https) なものとし、特別なポート開放は行わないものとする。また、クライアントとなる職員端末への個別インストールやプラグイン等を必要としないこととする。

システムを使用する部署は、土木管理課のほか、道水路整備課、農政課、みどり公園課の4課で、ユーザーライセンスは22名を想定している。道路に関する情報を管理するシステムとして、仕様書別紙1『小田原市道路管理情報システム構築業務委託 機能要件一覧』に示す機能を有するほか、市民からの要望の受付事務などに活用できるシステムを導入するものとする。現行システムのデータ量は GIS データが 70GB、ファイリングデー

タが 30GB 程度である。今後のファイリング作業で、データ量の増加が見込まれることを踏まえ、システムを構築するものとする。

システムの基本要件及びソフトウェア要件は、下記のとおりとする。

区分	要件
システム基本要件	市役所内でのシステム利用者の制限がないこと。
	システム運用期間中にクライアント側の各 OS 及び Web ブラウザ等の更新があっても、追加費用なしで対応可能なシステムであること。
	画面表示において、ストレスを感じることなく地図のスクロールや画面展開が可能であり、動作速度が優れていること。
	印刷機能において、プリンターの機種に制限がないこと。
	システムログイン時には、ID 及びパスワードを求めるなど、不正アクセスを防ぐための対策及びセキュリティ対策が万全であること。 ユーザ/グループ単位の 1 日あたりの利用時間のログを記録できる仕組みを構築すること。
	システムやレイヤに対するアクセス権限が、設定可能であること。
	メンテナンスや停電、災害等による緊急停止時を除き、常時利用可能なシステムであること。
	本システムが稼動している期間は、サポート可能な製品であること。
ソフトウェア要件	受注者が動作保証できるソフトウェアであること。
	システムの脆弱性が発見された場合については、バージョンアップを適宜行うこと。
	G I S アプリケーション以外に、データベースアプリケーションやミドルウェアが必要な場合は併せて導入すること。

※小田原市 P C スペックは、下記のとおりとする。

- ・ OS : Windows10 Pro 64bit
- ・ CPU コア数 : 2
- ・ 周波数 : 1.8GHz 以上
- ・ メモリ : 4 GB
- ・ 内蔵ストレージ容量 HDD : 500GB

ドレス及びユーザ／グループ単位での運用データのセキュリティ制御並びにユーザ権限設定等の初期設定を以下のとおり実施するものとする。

- (1) 各ユーザ及び各レイヤ（データ）に対して、閲覧や編集等の可否に関する権限や印刷及び編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。
- (2) システムの構築にあたっては、発注者の情報セキュリティポリシー等に準拠したうえで、必要となるセキュリティ対策を講じること。
- (3) システム障害及び天災等が発生した場合に、速やかにデータを復旧できるよう、バックアップ対策を講じること。
- (4) 不正行為・監視、情報漏洩対策として、ログ取得（ユーザ認証と操作ログ）、クライアント端末にデータ保持させない仕組み（暗号化されたキャッシュやタイルキャッシュ、画像ファイル等は除く）が可能であること。
- (5) システム用にデータ変換やシステムデータ構築を行い、データ更新およびその頻度を確認し、移行計画を立案するものとする。

19. システム環境構築

受注者は、準備するデータセンター内のサーバに各種データを搭載し、導入するシステム環境の初期設定をするものとする。またユーザ登録及びユーザ毎に利用権限設定を行うものとする。なお権限設定においては、情報セキュリティの確保及び個人情報保護の観点より、配信するデータを各レイヤ単位及び各属性単位で発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、初期設定を行うものとする。

(1) レイヤ構成の確認及び搭載

システムのレイヤ構成を確認し、各種データはシステム上において、適切な表現ができるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、発注者と協議し搭載するものとする。

(2) データ検証

受注者は、搭載された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、発注者に報告を行うものとする。検証の結果で不備がある場合には、受注者の責任よりシステムで正常に稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

20. データ移行

発注者から搭載対象として提供する資料及びデータについて、必要な加工及び調整を行い、システムに搭載すること。発注者より貸与する資料及びデータの内訳については、仕様書別紙2『道路GISデータ一覧』に示す。

データを新システムへ移行する時期・期間については、発注者と受注者が協議のうえ、決定すること。

なお、住宅地図データについては、最新版のZ-MAPTOWN II（買取、22ライセンス）を受注者にて調達し、システムに搭載すること。

2.1. データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

(1) データセンター基本要件

- ① データセンターは日本国内に立地していること。
- ② 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
- ③ 機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策をおこなっていること。
- ④ 24時間365日運用を行っていること。
- ⑤ 発注者からの請求により管理記録の閲覧及び現地立ち入り調査等に応じなければならない。

(2) 耐震性

- ① 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、もしくは、 I_s 値（構造耐震指標）0.60以上の耐震強度を有すること。
- ② 建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
- ③ 震度6強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

(3) 耐火性

- ① 現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。
- ② 自動火災報知システムが適切に設置されていること。
- ③ 機器に影響を与えない自動消火設備（窒素ガス消火設備等）を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。

(4) 電源性能

- ① 主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
- ② 無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。
（停電時で48時間以上連続運転が可能であること。また、緊急時の非常用発電設備への供給体制が整っていること。）

(5) 冗長化性能

サーバは冗長化をおこない、サーバ本体の故障時などには、他のサーバに切り替えを行い、継続運用が可能であること。

2.2. 操作研修

導入するシステムの利用者（市職員）に対して、操作研修を行うこととする。操作研修は業務担当者向けとシステム運用管理者向けに区分して実施すること。実施回数について

ては、発注者と受注者が協議のうえ、決定すること。

- (1) 職員研修では、GIS を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、画像等を利用した運用マニュアル及び研修マニュアルを準備し、利用者に配布すること。
- (2) 会場の手配、職員への通知などは発注者が実施するが、必要機材・時間・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議のうえ、決定すること。

2.3. 成果品

本業務の成果品として、以下の成果品を提出するものとする。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 業務計画書（電子媒体含む） | 1 部 |
| (2) 道路管理情報システム操作研修マニュアル（電子媒体含む） | 10 冊 |
| (3) 道路管理情報システム運用管理者向けマニュアル（電子媒体含む） | 10 冊 |
| (4) 道路管理情報システム搭載データ概要及び報告書 | 1 式 |
| (5) 住宅地図データ（Z MAP-TOWN II） | 1 式 |
| (6) 打合せ協議記録簿 | 1 式 |
| (7) その他必要と認められた資料 | 1 式 |